

令和7年度民間団体自殺対策事業募集要項（長崎県事業）

1 趣旨

この補助事業は、深刻な状況が続いている本県の自殺の現状を鑑み、自殺対策に取り組もうとする民間団体に対し、事業にかかる経費を補助することによりその取組を推進し、本県の自殺対策を強化するために実施するものです。

2 応募できる団体

この助成事業に応募できる団体は、県内に事務を行う場所を有し、県内で活動している公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他の法人格を有する団体、及び長崎県自殺対策連絡協議会の民間構成団体です。

3 対象となる事業

対象となる事業は、次のとおりです。

【若年層または女性対策事業】

ア 目的

近年、若年層の自殺者数は増加傾向にあり、10代から30代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。こうした状況から青少年、若年層の自殺対策は重要な課題である。また、青少年、若年層及び女性の心の健康の保持・増進や、良好な人格形成、生活上の困難、ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。

イ 事業内容

- ・若年層（40歳未満）、若年層を支援する者及び女性に対する以下の①から④に掲げる事業。新規の事業・既存の事業の別を問わない。
 - ①対面面談
 - ②電話相談
 - ③人材養成
 - ④普及啓発（研修会等の周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る）
- （児童、生徒等を含む若年層及び女性が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する自殺予防に関する養成研修、既存の事業を県下全域に広めるための講演会の開催又は資料の作成 等）
- ・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業

4 対象となる経費についての留意事項

(1)対象経費区分と内容

区 分	経 費
賃 金	パート・アルバイト賃金
報償費	講師・委員等謝金
旅 費	交通費、宿泊費及び旅行諸費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、会議費（茶菓子料等とし、懇親会等における飲食費用を除く）等
役務費	通信運搬費、保険料、広告料、手数料等
委託料	外注費
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具等の賃借料等

(2)経費の区分

補助事業の対象経費と他の経費は、明確に区分しなければなりません。

(3)消費税等の取扱い

補助事業の実施にあたり、仕入に係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体等にあつては、仕入にかかる消費税等は対象経費になりませんのでご注意ください。

5 補助額

1件あたり20万円を上限に、事業内容を審査の上、必要な経費を予算の範囲内で助成します。（令和7年度総予算額 60万円）

6 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和8年3月31日（火）までとします。

7 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和7年5月15日（木）～6月12日（木）（当日必着）

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで郵送又は持参してください。持参される場合は、平日の9時から17時までをお願いします。

(3)応募書類

①令和7年度民間団体自殺対策事業応募書（様式第1号）

②事業計画書（別紙1）

③収支予算書（別紙2）

④事業の実施体制（別紙3）

⑤団体概要（別紙4）

⑥添付書類

○団体の定款・規約（A4判とします。書式は自由です。）

○団体の役員名簿（A4判とします。書式は自由です。）

※①～⑤の様式は、長崎県のホームページ「自殺対策のページ」に掲載していますので御利用ください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/jisatsuyobotaisaku/jisatsu/>

※応募書類はお返しいたしませんので、御了承ください。

(4) 応募先

長崎県 福祉保健部 障害福祉課 精神保健福祉班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

電 話 095-824-1111（内4958）

095-895-2456（直通）

E-mail nagasaki-ssc@pref.nagasaki.lg.jp

8 審査・選考方法

(1)補助金の交付対象団体は、応募要件や必要書類の確認等の後、課内での審査後、選考・決定いたします。

<審査基準>

①モデル性 他の団体の模範となる事業か。

②効果 事業の効果が、本県の自殺対策に資するものか。

③実現性 事業計画や実施体制は具体的で、実施可能な事業であるか。

④収支計画の妥当性

収支計画は、事業内容に見合っており、補助金が有効に活用されるものとなっているか。

⑤継続性 翌年度以降の継続や発展が期待できる事業か。

(2)応募された事業については、地域の状況等について把握のため、市町等に意見を聴く場合があります。

9 選考結果

- (1)選考結果については、応募いただいた全ての団体に対して、文書にてお知らせいたします。
- (2)選考された事業については、団体名や事業の概要等について、公表します。
- (3)審査結果（採択または不採択）の個別理由については、一切お答えしません。

10 補助金の交付

- (1)選考された団体は、補助事業について、別途、「長崎県補助金等交付規則」、「長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱」、「民間団体自殺対策事業費補助金実施要綱」等関係規定に基づき、補助金の交付申請手続きを行うものとします。
- (2)補助金の交付決定が行なわれた後に、補助事業を開始することができます。
8により採択が決定した後であっても、交付決定が行なわれるまでは補助事業を開始することはできませんのでご注意ください。
- (3)交付金の支払いは、原則として、交付金事業の完了後に実績報告書の提出を受け、交付金額を確定した後に精算払いとなります。ただし、特に必要と認められる場合には、所定の手続きに基づき、県に対し、交付決定後において交付金額の1/2以内、また、県による交付金事業の進捗状況の確認後、年度の途中において複数回の概算払いの請求を行なうことができます。

11 事業のスケジュール

事業募集	令和7年5月15日（水）～6月12日（木） ※当日必着
審査・選考	令和7年6月中旬～6月下旬 ○審査・選考、審査結果通知
交付申請・交付決定	令和7年6月下旬～7月上旬 ○補助金交付申請・交付決定
事業の実施期間	交付決定日（7月上旬）～令和8年3月31日（火）
事業の完了・実績報告	○事業完了後30日以内、又は令和8年4月10日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を県に提出。 ○補助金の額を確定（精算）

12 お問い合わせ先

長崎県 福祉保健部 障害福祉課 精神保健福祉班（陣野・永瀬）

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

電 話 095-895-2456（直通）

095-824-1111（内 4 9 5 8）

F A X 095-823-5082

E-mail nagasaki-ssc@pref.nagasaki.lg.jp